

香川高等専門学校教員選考規程

令和2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 香川高等専門学校人事委員会規程(平成21年10月1日制定)第11条の規定に基づき、香川高等専門学校(以下「本校」という。)の教員の選考は、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則(平成16年機構規則第6号)及び高等専門学校設置基準(昭和36年8月30日文部省令第23号)(以下「設置基準」という。)によるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教員」とは、本校において、主に教育、研究の業務に従事する教授、准教授、講師(常時勤務する者に限る。)、助教、助手をいう。

2 この規程において「選考」とは、教員の定員増又は退職等による欠員補充のため、教員の採用、昇任又は配置換のために行われる選考をいう。

(申し出)

第3条 各学科長は、欠員を補充する時は、校長に教員の選考を申し出るものとする。

(選考)

第4条 教員の選考は、校長が行う。

2 教員の選考は、原則として公募とする。ただし、昇任及び配置換の場合は、公募によらないことができる。

3 教員を公募する場合は、校長は、当該学科長と協議の上、職名、専門分野、応募資格、その他必要事項の基本方針について定める。

4 教員の選考は、採用選考にあつては、書類による審査及び面接等による審査を行うものとし、昇任選考にあつては、必要に応じて面接による審査を行うものとする。

5 校長は、教員の選考にあつて、候補適任者等の選出を人事委員会に付託するものとする。

6 教員の選考基準は、設置基準に定めるもののほか、校長が別に定めるところによる。

(人事審査会の設置)

第5条 人事委員会は、教員の選考を行うため人事審査会を設置する。

2 人事審査会は、採用選考にあつては、次に掲げる事項を審査する。

一 人物及び健康状態に関すること。

- ニ 資格に関すること。
- 三 本校での教育能力に関すること。
- 四 専門分野での研究業績に関すること。
- 五 本校での教育研究への意欲等に関すること。

3 昇任選考にあつては、前項に掲げる事項ほか、次に掲げる事項を審査する。

- 一 現職相応の学校運営に係る貢献度
- 二 現職就任後の研究、教育活動、学生生活指導及び社会活動における業績
(書類による審査)

第6条 人事審査会は、採用選考にあつては、次の各号に掲げる書類を提出させ審査するものとする。

- 一 履歴書(写真貼付)
- 二 研究業績一覧(著書、論文、研究発表等に区分)
- 三 主要論文の別刷
- 四 高専教育や学生指導に関する抱負
- 五 課外活動に関する指導の希望及び抱負
- 六 その他必要とみとめられる調書

2 昇任選考にあつては、学科長から次の各号に掲げる書類を提出させ審査するものとする。

- 一 教員選考個人調書
- 二 著書・論文の概要
- 三 その他必要と認められる調書
(審査結果の報告)

第7条 人事審査会は、書類審査の結果、採用選考にあつては、採用候補適任者3名程度に順位を付したものを、昇任選考にあつては、昇任候補者の適否及び選考経過を付したものを書面で人事委員会に報告する。

(候補適任者等の選考)

第8条 人事委員会は、人事審査会の審査結果報告を総合的に判断し、採用候補適任者又は昇任候補者を選考する。

(面接等による審査)

第9条 校長は、人事委員会の選考結果を受け、採用候補適任者にあつては、面接及び模擬授業により、昇任候補者にあつては、必要に応じて面接により審査を行うものとする。

2 前項の審査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

- 一 校長
- 二 副校長

三 当該学科長及び学科長が指名する当該学科教員

四 その他校長が必要と認めた者

(候補者の決定)

第10条 校長は、人事委員会の選考結果及び面接等による審査結果を基に候補者を決定し、人事委員会に報告するものとする。

(配置換の選考)

第11条 公募によらない配置換の選考については、昇任選考に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 香川高等専門学校教員選考規則（平成21年10月1日制定）は廃止する。